

2023年8月18日 CPRC事件等解説会

フリーランス新法の概要と 施行に向けた準備の状況について

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課(企画班)
守屋 惇史

※発表内容は個人的見解を示すものであり、
当委員会の見解ではありません。

本日の流れ

- フリーランス新法(フリーランス・事業者間取引適正化等法※)の概要
 - 背景、全体の構成、各条項の解説等

※正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」
- フリーランス新法の施行に向けた準備
 - 下位法令に委任されている事項の整理
 - 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会の開催

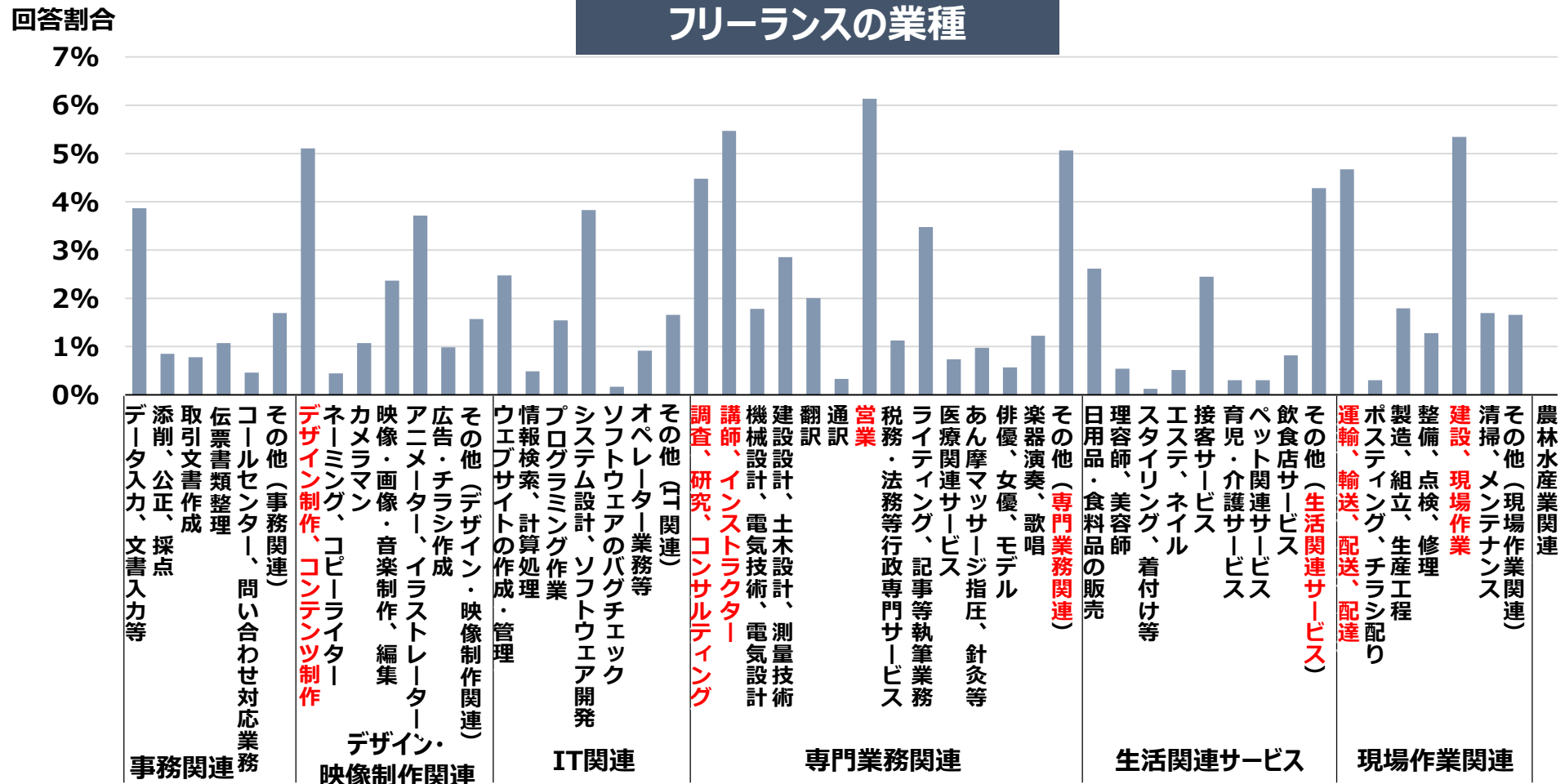
本日の発表者について

- 2021年9月に公正取引委員会(公取委)に着任した任期付弁護士
- 公取委着任後は、一貫してフリーランス新法の立案に従事し、現在は下位法令の検討等の業務に従事
- 2019年～2021年は、消費者庁においてデジタルプラットフォームを介在した消費者取引に関する有識者検討会の運営や新法の立案を担当

フリーランス新法の概要

我が国のフリーランスの実態

- 日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されている(2020年、内閣官房)。
- 多様な業種でフリーランスとして働く者が存在するという実態がある(2021年)。



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者(農林水産従事者は除く)」と定義。

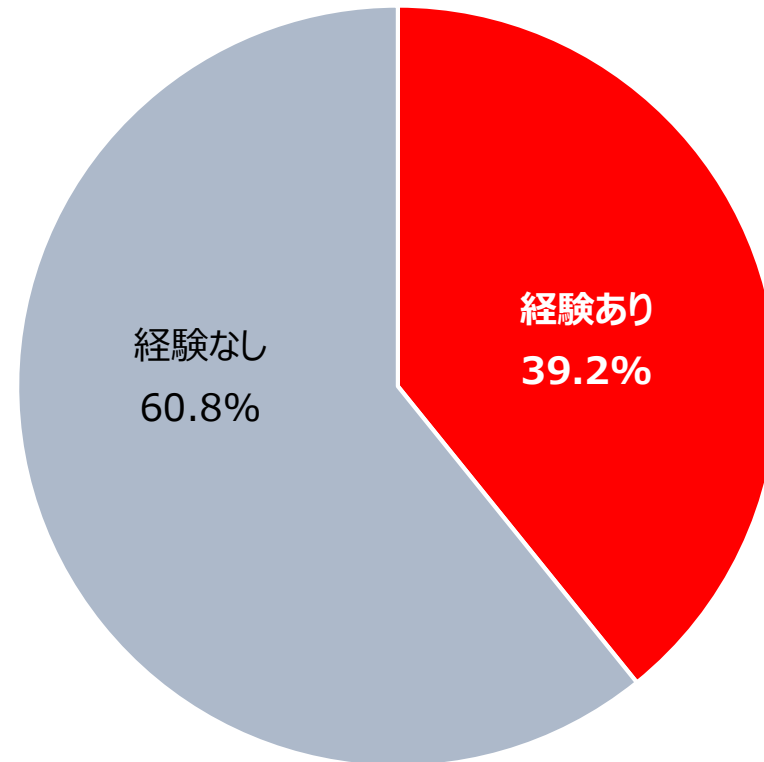
「あなたの具体的な仕事内容として最も近いものをお答えください。」(単一回答)という設問への回答を集計(回答数: 7,188)。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」を基に作成。

我が国のフリーランスの実態

○直近3年間の取引で、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるフリーランスは**39.2%**。

依頼者から納得できない行為を受けた経験

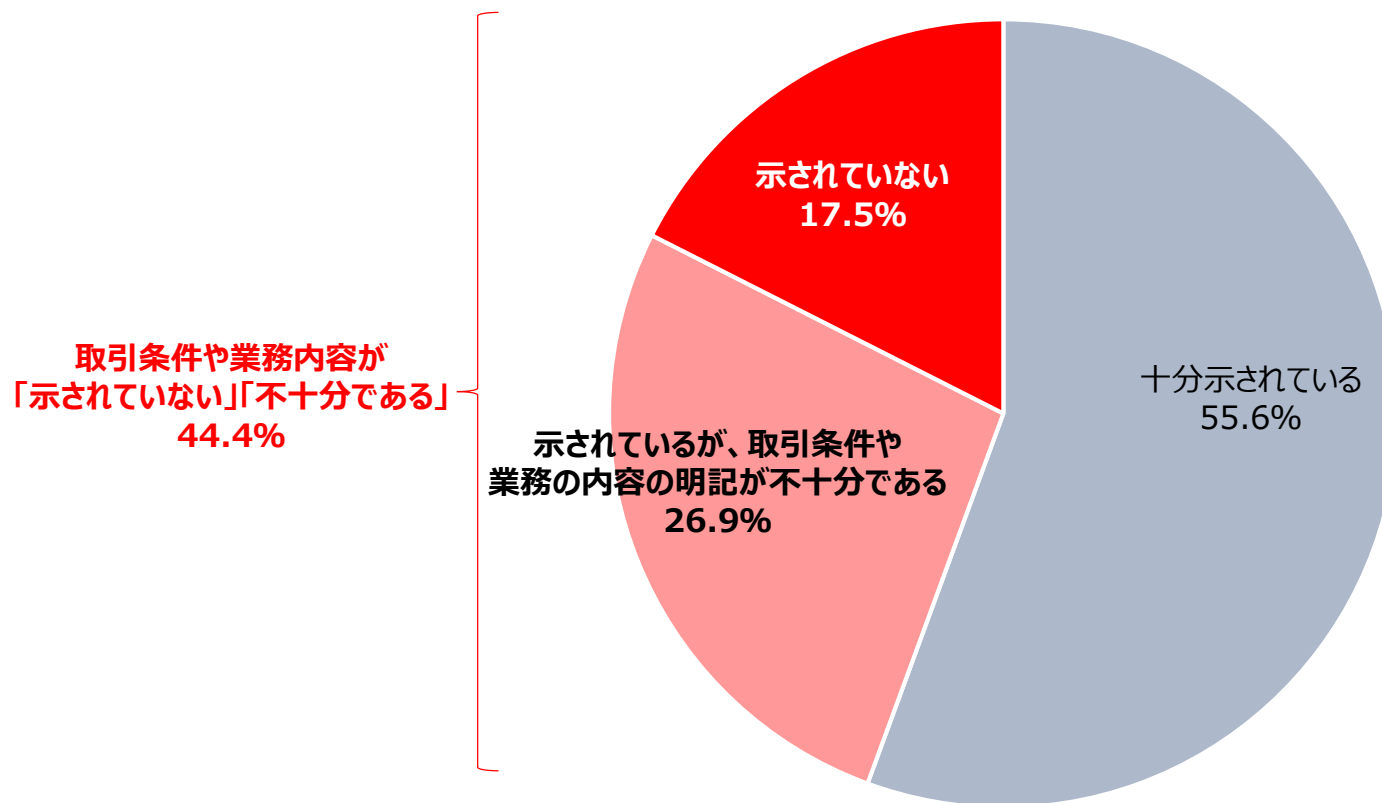


(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。
「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことはありますか。」（複数回答）という設問への回答を集計（回答数=4,243）
（出所）フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

我が国のフリーランスの実態

- **取引条件や業務内容が、書面・メールなどで十分に示されていない又は全く示されていないと回答するフリーランスが4割を超える。**

取引条件や業務内容の提示状況



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。
「業務を開始する前に、依頼者から、取引条件や業務の内容が書面・メール・SNS・規約など形に残る方法（保存・記録可能な方法）で十分に示されていますか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日－8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

フリーランス取引の特徴

- フリーランスとは、特定の組織に属さず(時間や場所にとらわれず)自由に仕事をする者
cf.フリーランスの語源はfree(自由な)+lance(槍)
 - フリーランスが組織である発注事業者から業務委託を受ける場合、交渉力や情報収集力の格差が生じ得る
 - ・ フリーランスは一人で業務を行うため、事業規模が小さく、特定の発注事業者に依存しやすい
 - ・ また、事業者間における業務委託という取引は、発注側の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが通常
 - これらの特徴は、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなる等の形で、フリーランス側に不利な形で現れる
- ⇒ 「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある

本法律での対応

- 事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律
- フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る

フリーランス新法制定の経緯

年月	主な経緯
2020. 7	「成長戦略実行計画」閣議決定 ・政府として一体的に、フリーランスの保護ルールの整備（「実効性のあるガイドラインの策定」「立法的対応の検討」等）を行う
2020. 11	厚労省・中企庁・公取委、フリーランス・トラブル110番を設置
2021. 3	「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」策定
2021. 6	「成長戦略実行計画」閣議決定 ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討
2021. 1 1	「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」 ・フリーランス保護のための新法を早期に国会に提出する
2022. 6	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」閣議決定 ・取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する
2022. 9	「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集
2023. 2	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」閣議決定、国会提出
2023. 4	同法案の国会審議 可決 成立
2023. 5	同法案の公布（令和5年法律第25号）

フリーランス新法の内容

発注事業者

- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用していない

- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用している
- 継続的業務委託※をする

義務項目

①

①、②、④、⑥

①、②、③、④、
⑤、⑥、⑦

フリーランス

- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等による取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・支払	原則として60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際の虚偽表示の禁止等
⑤ 育児介護等への配慮	継続的業務委託について、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ ハラスメントに係る体制整備	ハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除等をする場合、原則として30日前までに予告しなければならないこと

フリーランス新法の対象①

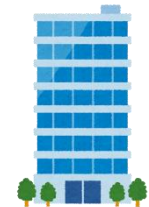
- フリーランス新法は、発注事業者とフリーランスとの間の「業務委託」に係る取引に適用
- 「業務委託」とは・・・
事業者がその事業のために他の事業者にも物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容を指定してその製造や作成・提供を依頼すること
⇒事業者間（BtoB）における委託取引が対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



企業
(従業員を使用)

企業が宣材写真の
撮影を委託



フリーランス
(従業員を使用していない)

この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者からの委託ではない)



消費者

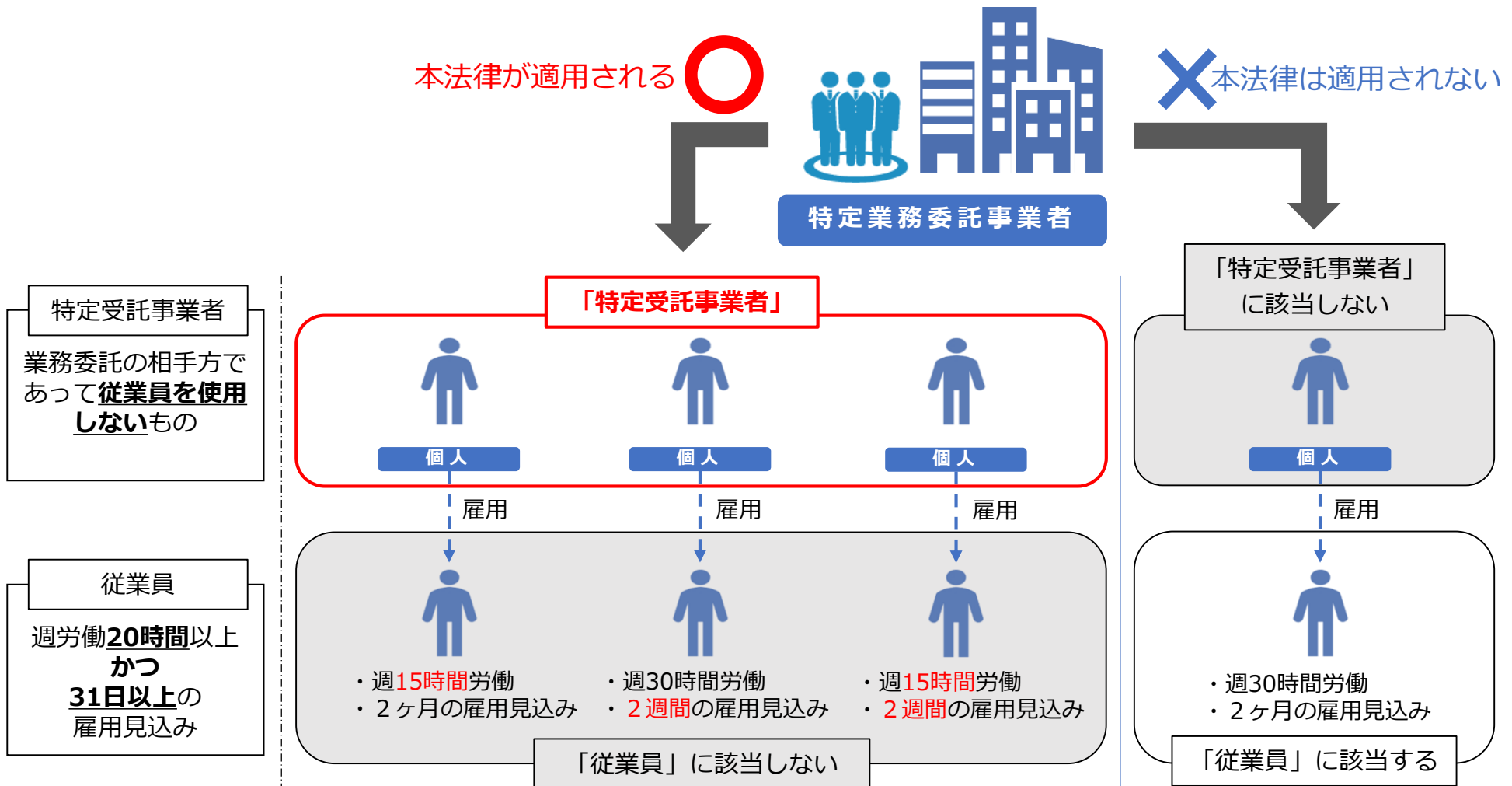
自作の写真集をネットで販売
(売買であって委託ではない)



消費者・企業
(不特定多数)

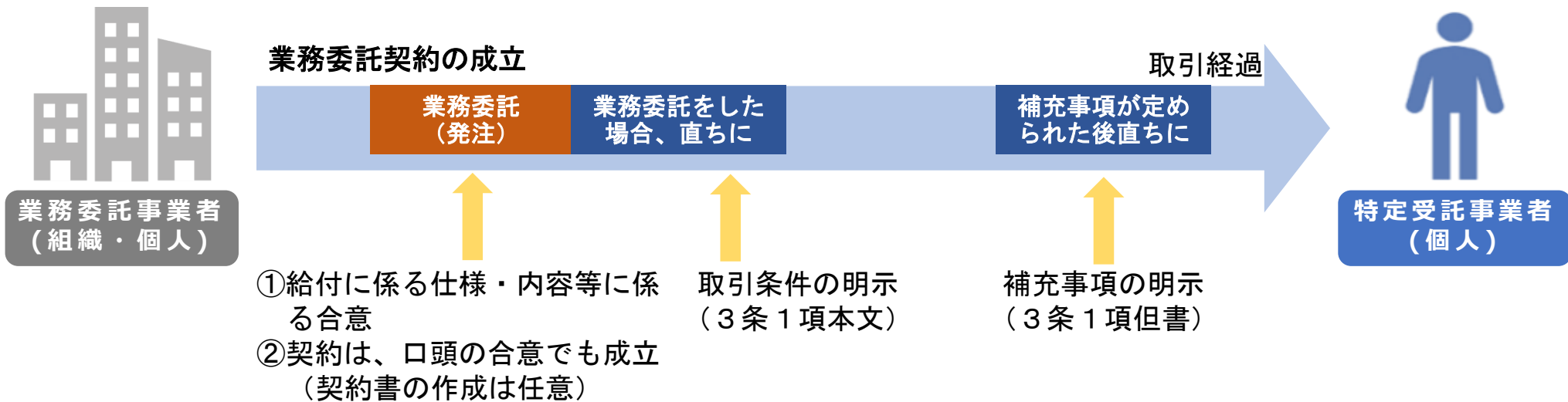
フリーランス新法の対象②

- 従業員の使用の有無は、組織としての実態の有無を判断する基準
- 組織としての実態を備えているというためには、ある程度の継続的な雇用関係が前提となる
⇒フリーランス新法の「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない
- 「週所定労働20時間以上かつ31日以上」の雇用が見込まれる者を「従業員」とすることを想定

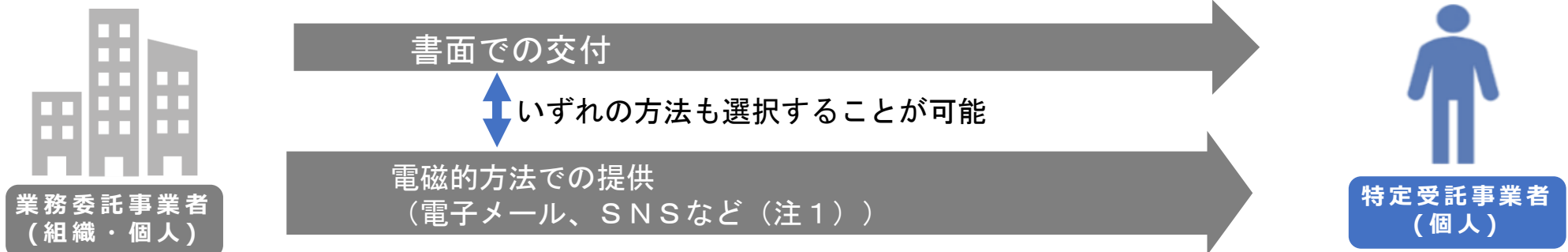


取引条件の明示（3条）

- 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日等を、書面又は電磁的方法により明示する義務（3条1項本文）
- 取引条件のうち内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、業務委託をした時点では明示を要しないが、当該事項の内容が定められた後直ちに明示する義務（3条1項但書）



＜明示の方法＞

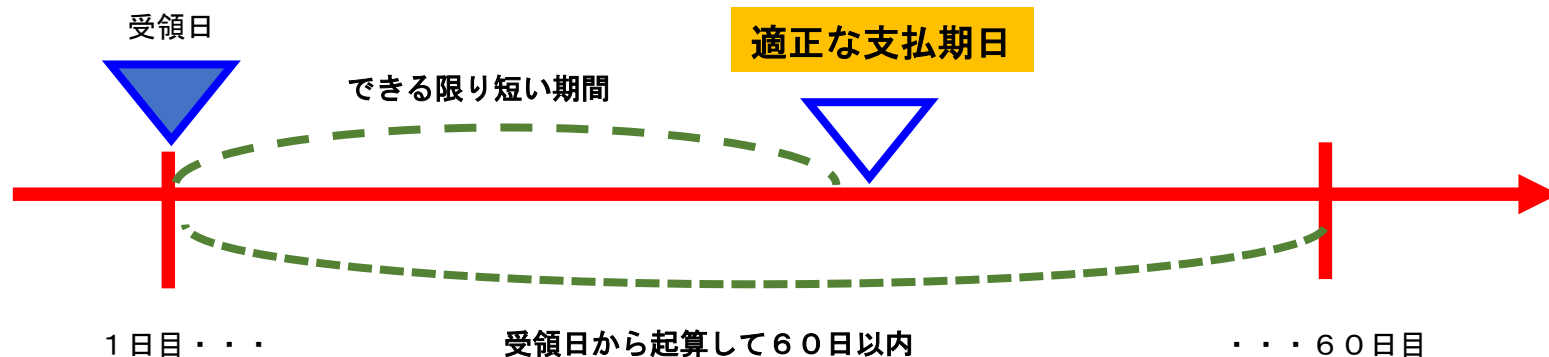


（注1）許容される電磁的方法の具体的な要件は公正取引委員会規則で定める

（注2）業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面交付（3条2項）

支払期日の設定と支払義務（４条）①

- 特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定める義務（４条１項）
- 支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定（４条２項）
 - ① 当事者間で支払期日を定めなかったとき ⇒ 物品等を実際に受領した日
 - ② 物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき ⇒ 受領した日から起算して60日を経過した日の前日
- 特定業務委託事業者は、上記の支払期日までに報酬を支払う義務（４条５項）
 - ・ フリーランス側の責めに帰すべき事由により支払うことができなかった場合は、その事由が消滅した日から起算して60日以内に支払えば足りる



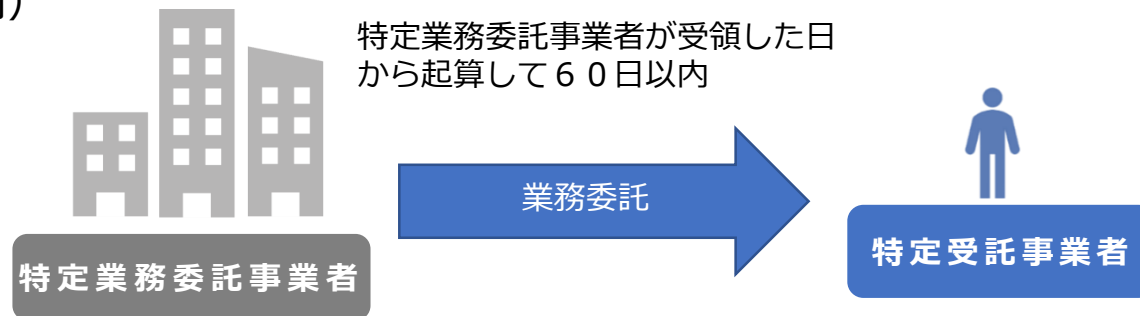
支払期日の設定と支払義務（４条）②

➤【再委託の場合の支払期日の例外】

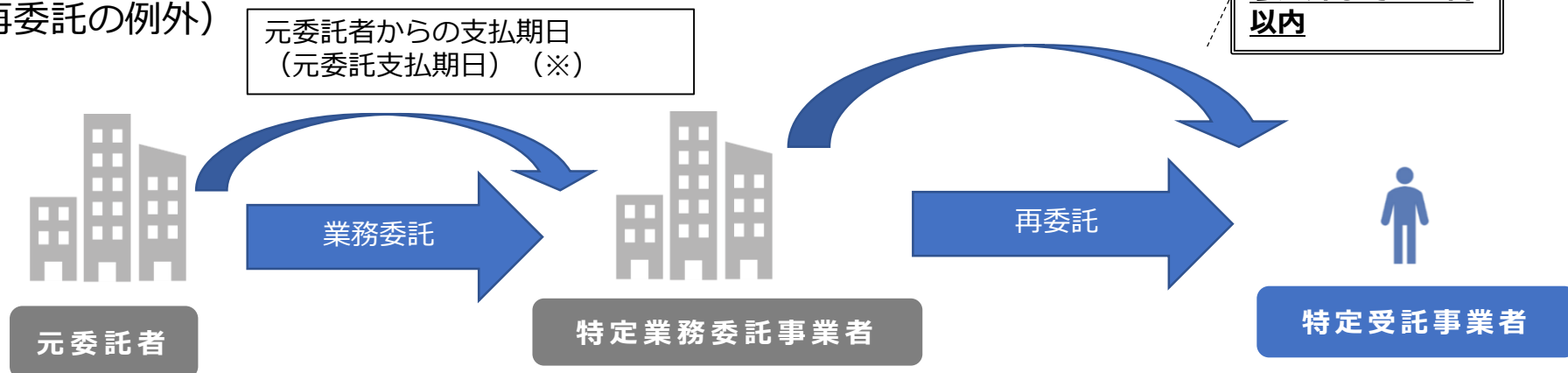
元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、必要事項を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めること可能（４条３項）

➤再委託の例外を利用するためには、３条の取引条件の明示を行う際に、再委託である旨、元委託者の氏名・名称、元委託業務の対価の支払期日等を併せて明示する必要

（原則）



（再委託の例外）



（※）実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定期日

特定業務委託事業者の遵守事項（5条）

- 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、以下①～⑤の行為（1項1～5号）をしてはならない

業務委託

① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
受領を拒むこと（1項1号）

発注者の一方的都合により発注取消しをして受け取らないことも、受領拒否にあたる。

減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく減じた場合は違反となる。

② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
報酬を減額すること（1項2号）

検収の有無を問わず、事実上、特定業務委託事業者の支配下に置けば、受領に該当し、以降は「返品」等の問題となる。（5条1項3号、2項2号）

③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
返品を行うこと（1項3号）



特定受託事業者
（個人）

④ 通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めること（1項4号）

以下のような要素を総合考慮

- ① 対価の決定方法
- ② 差別的であるかなど対価の決定内容
- ③ 同種又は類似品等の市価との乖離状況
- ④ 給付に必要な原材料等の価格動向

⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること（1項5号）

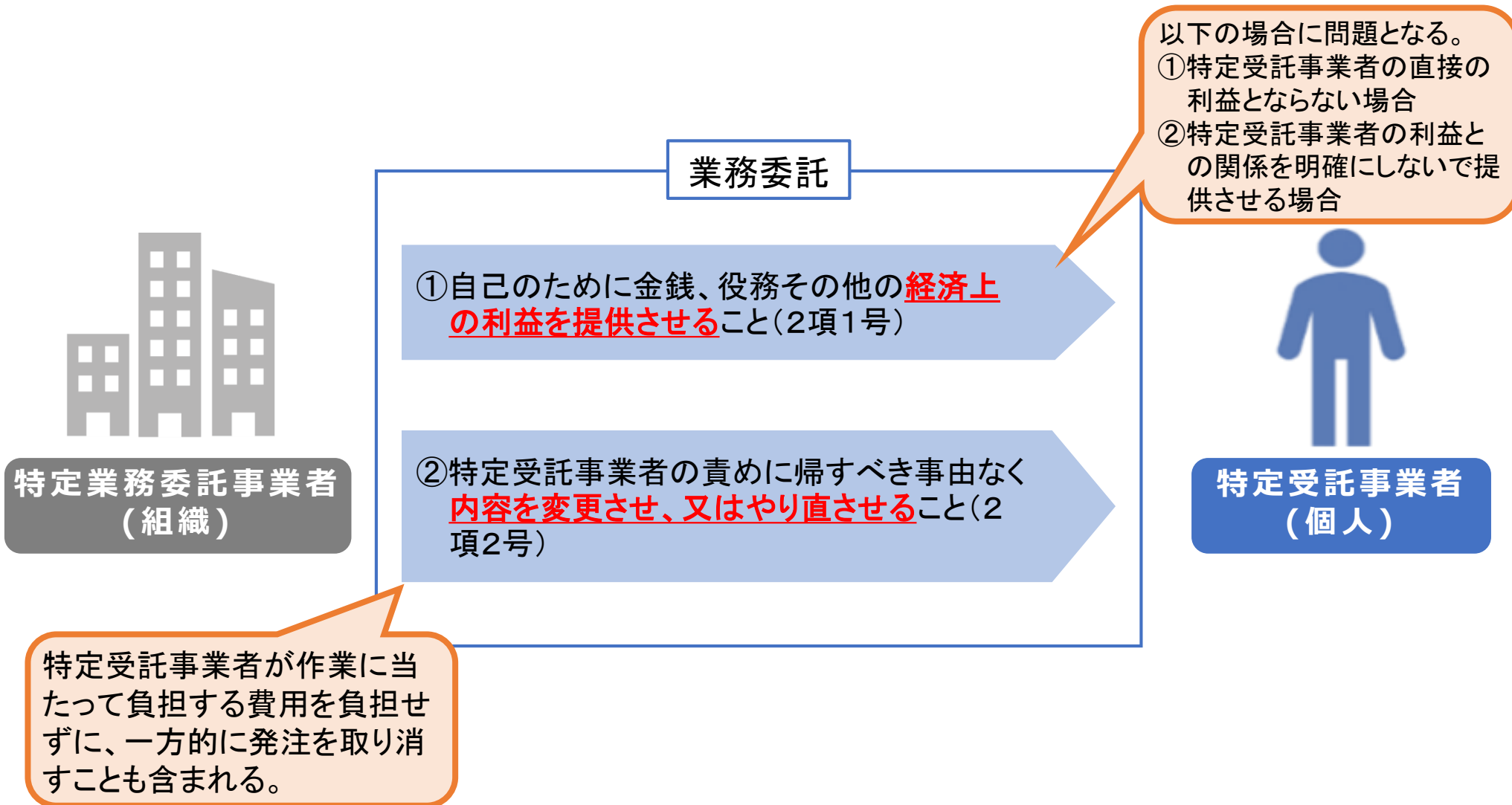
発注する物品等の品質を維持するためなどの正当な理由なく、強制することが違反となる。



特定業務委託事業者
（組織）

特定業務委託事業者の遵守事項（5条）

- 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、以下①～②の行為（2項1～2号）によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならない

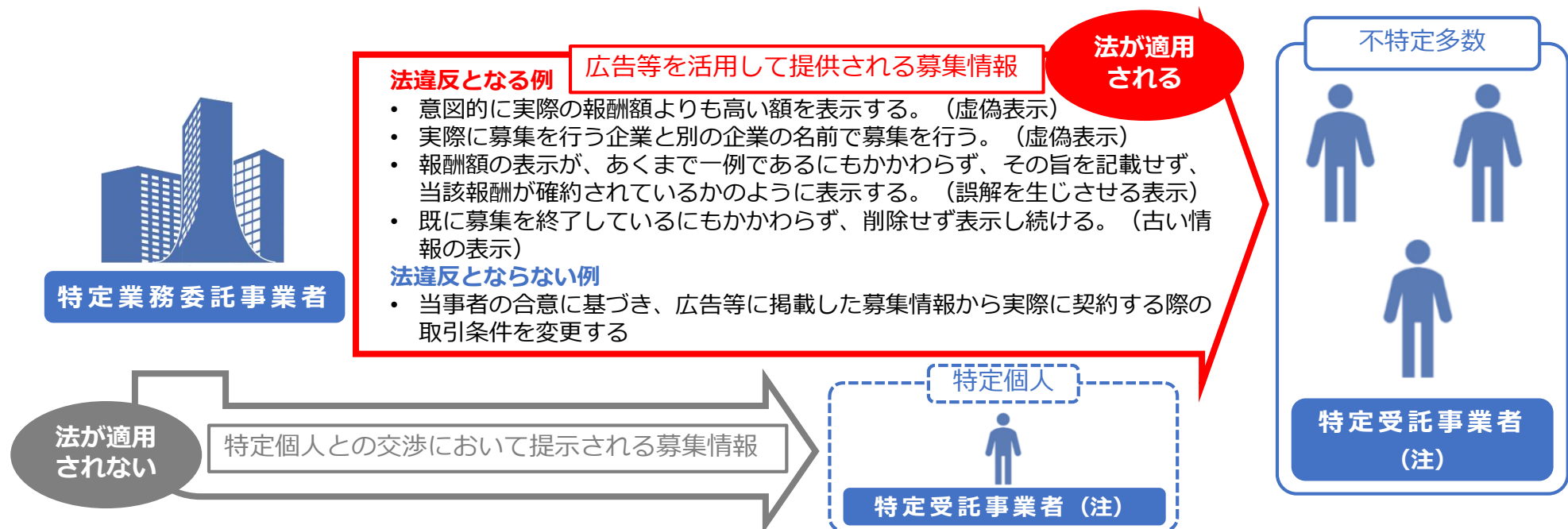


募集情報の的確表示義務（12条）

- 広告等に掲載された募集情報と実際の取引条件が異なることにより、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で取引条件に関するトラブルが生じたり、特定受託事業者がより希望に沿った別の取引をする機会を失ってしまうのを防ぐことを目的とする規定
- 特定業務委託事業者は、広告等（※1）により、特定受託事業者の募集情報（※2）を提供するときは、当該情報について、
 - ・ 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、（12条1項）
 - ・ 正確かつ最新の内容に保たなければならない。（12条2項）

（※1）新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法

（※2）業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。政令で定める事項として、「委託者の情報に関する事項」「報酬に関する事項」「給付の場所や期間・時期に関する事項」等を想定。



（注）契約締結前の者（業務委託が行われることにより、特定受託事業者になり得る者）を指す。

育児介護等の両立に対する配慮義務（13条）

- 特定受託事業者の多様な希望や働き方に応じて、特定業務委託事業者が柔軟に配慮を行うことにより、特定受託事業者が、育児介護等（※1）と両立しながら、その有する能力を発揮しつつ業務を継続できる環境を整備することを目的とする規定
- 特定業務委託事業者は、継続的業務委託（※2）について、特定受託事業者からの申出に応じて（※3）、特定受託事業者が育児介護等（※1）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。（13条1項）（※4）
- 配慮の内容として、例えば、「妊婦検診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにしたりする」といった対応が考えられる（※5）

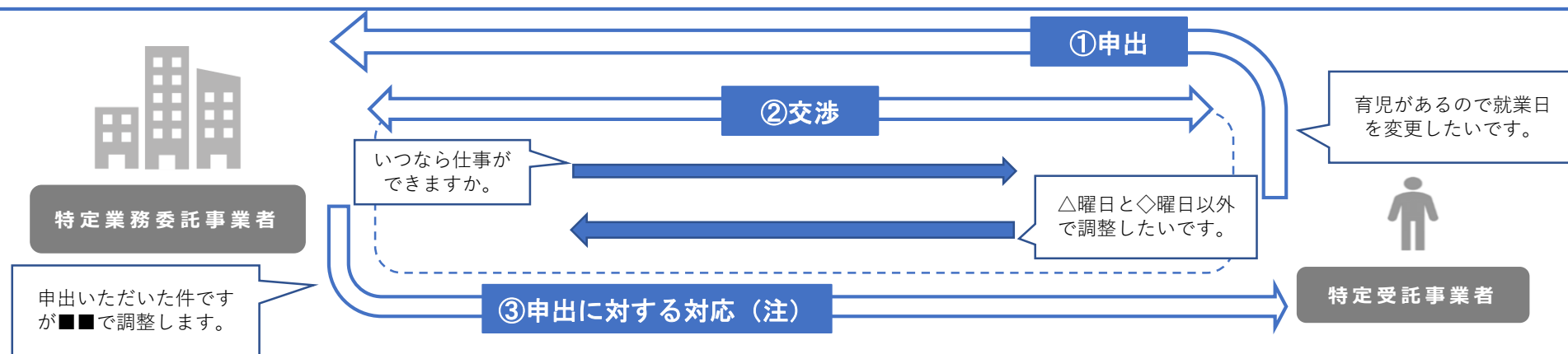
（※1）妊娠、出産を含む。

（※2）政令で定める期間以上の期間行う業務委託のこと。更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。

（※3）特定業務委託事業者が取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではない。

（※4）特定業務委託事業者は、継続的業務委託以外の業務委託について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。（13条2項）

（※5）具体的な配慮の考え方や対応の具体例については、本法律15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化する。



（注）この配慮義務では、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じることを求めるものであり、申出の内容を必ず実現することまでを求めるものではないことに留意が必要。

ハラスメント対策に係る体制整備（14条）

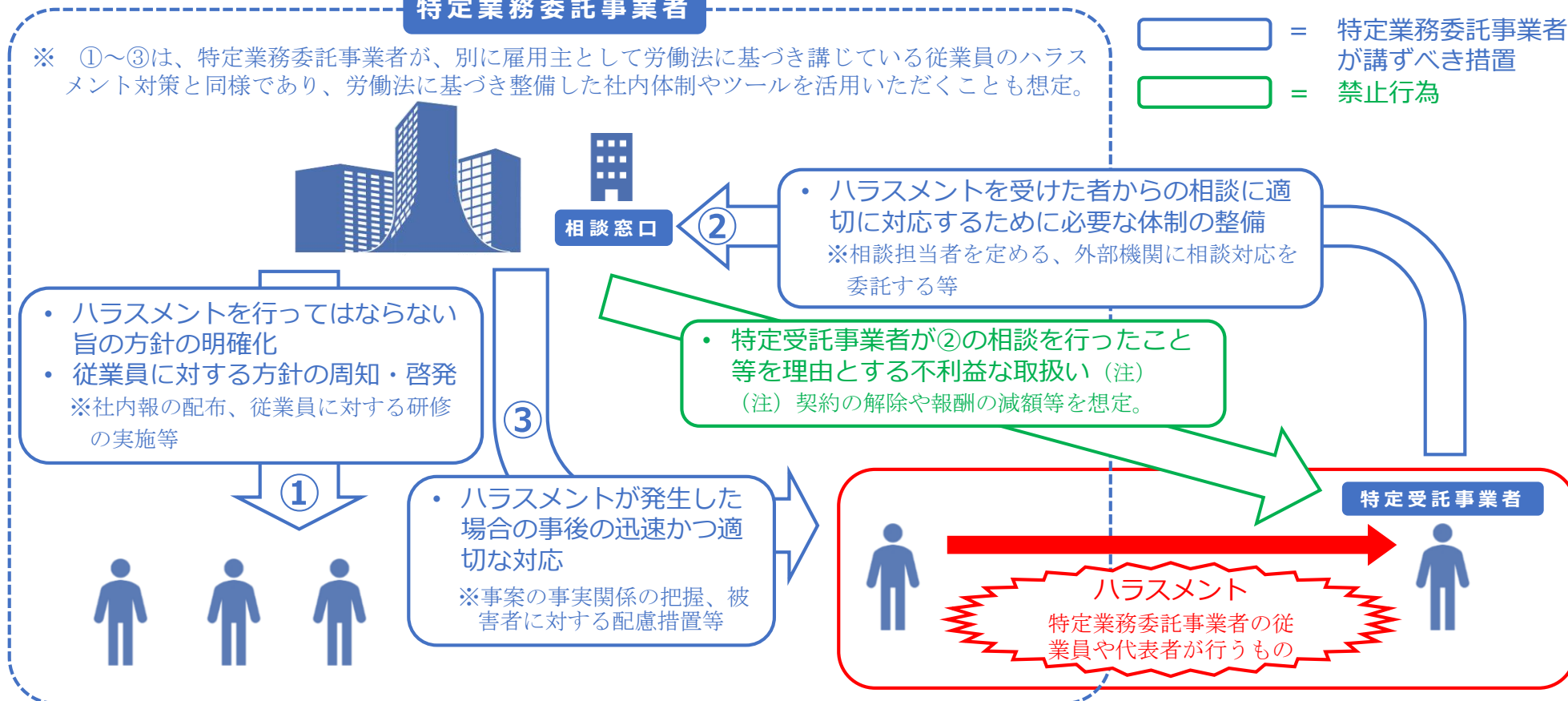
- ハラスメントは、特定受託事業者の尊厳や人格を傷つける行為として許されず、これにより引き起こされる特定受託事業者の就業環境の悪化・心身の不調・事業活動の中断や撤退を防止することを目的とする規定
- 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託事業者の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない（14条1項）
- 特定業務委託事業者は、特定受託事業者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない（14条2項）

（※1）セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント

特定業務委託事業者

※ ①～③は、特定業務委託事業者が、別に雇用主として労働法に基づき講じている従業員のハラスメント対策と同様であり、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用いただくことも想定。

 = 特定業務委託事業者が講ずべき措置
 = 禁止行為



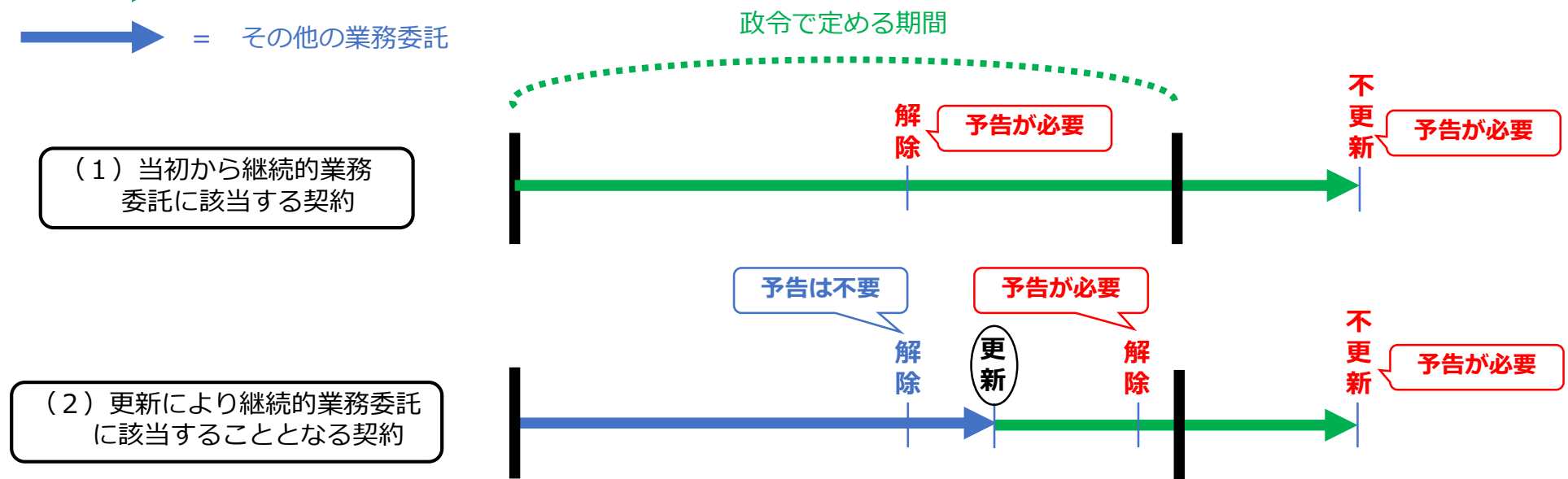
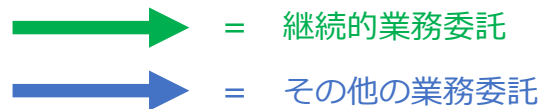
中途解除等の事前予告義務（16条）

- 一定期間継続する取引において、特定業務委託事業者からの契約の中途解除や不更新を特定受託事業者に予め知らせ、特定受託事業者が次の取引に円滑に移行できるようにすることを目的とする規定
- 特定業務委託事業者は、継続的業務委託（※1）を中途解除したり、更新しないこととしようとする場合には、特定受託事業者に対し、少なくとも30日前までに、その旨を予告をしなければならない（16条1項）（※2）
- 予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない（16条2項）（※3）

（※1）政令で定める期間以上の期間行う業務委託のこと。更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む

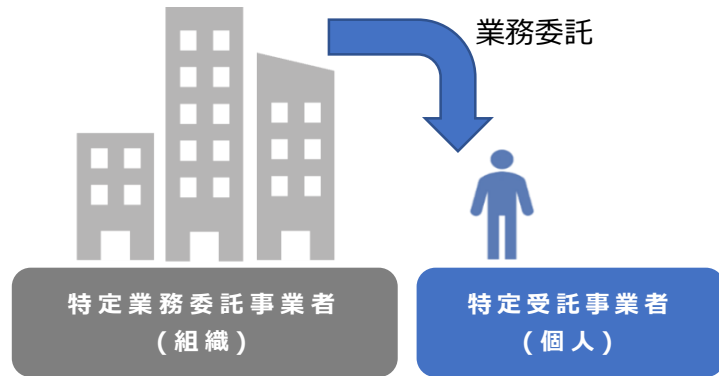
（※2）災害により業務委託の実施が困難になったため予告ができない場合や、特定受託事業者に契約不履行や不適切な行為があり業務委託を継続できない場合など、厚生労働省令で定める場合は予告は不要

（※3）理由を開示することにより第三者の利益を害するおそれがある場合など、厚生労働省令で定める場合は理由の開示は不要。



※更新により継続的業務委託に該当することとなるため、この契約から解除・不更新の予告が必要となる。

違反行為への対応



違反

- 特定業務委託事業者に以下の規律が課される。
 - 取引条件の明示義務（3条）
 - 報酬期日の設定と期日までの支払義務（4条）
 - 受領拒否・減額等の行為の禁止（5条）
 - 募集情報の的確表示義務（12条）
 - 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
 - ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
 - 中途解除等の事前予告義務（16条） など
- 特定受託事業者はフリーランス・トラブル110番を通じて、弁護士による相談対応や和解あっせんを受けることができる。
- フリーランス・トラブル110番については、次のスライドを参照。

違反行為を受けた特定受託事業者は、フリーランス・トラブル110番を経由するなどして、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に今後設置する窓口に申告できる。

行政機関は、その内容に応じて、違反事業者に対し、以下の対応をとる。

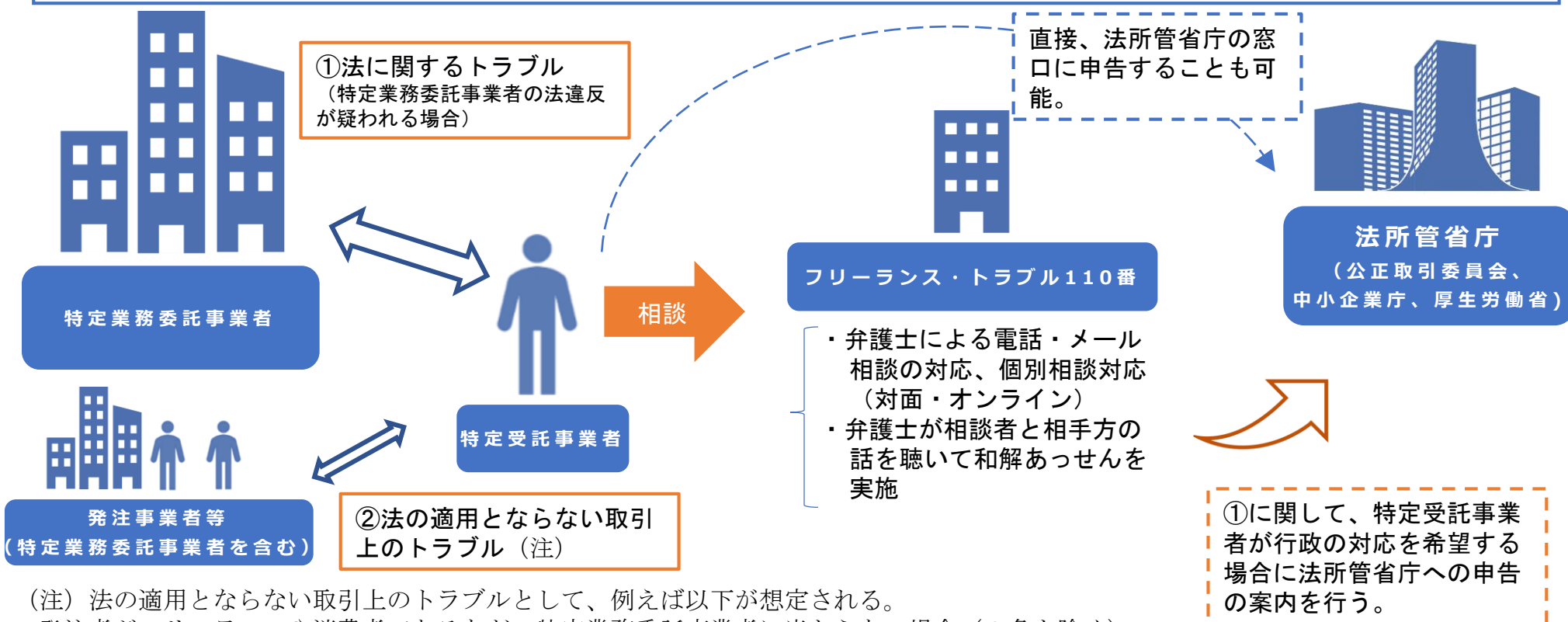
- 報告徴収・立入検査
 - 指導・助言
 - 勧告
 - 勧告に従わない場合の命令※・公表
- ※ 命令違反には50万円以下の罰金

- 特定受託事業者が公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の窓口に申告したとき、業務委託事業者はそれを理由に不利益取扱いをしてはならない（6条3項、17条3項）

※ なお、本法律の適用対象とならない取引（消費者からの発注など）について、フリーランス・トラブル110番を通じた同様の支援が受けられる（相談対応・和解あっせん）。

フリーランスからの相談（フリーランス・トラブル110番）

- フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として設置（令和2年11月～）
 - 特定受託事業者は、本法律の施行後、フリーランス・トラブル110番に法に関する相談を行い、アドバイスを受けることができるほか、必要に応じて、法所管省庁への法違反の申告（※1）についての案内を受けることが可能（※2、3）
- （※1）フリーランス・トラブル110番を経由せず、直接法所管省庁の窓口へ申告することも可能
（※2）法の施行に当たってのフリーランス・トラブル110番の役割については、引き続き検討
（※3）その他、本法律の適用とならない取引上のトラブルについての相談も、引き続き、フリーランス・トラブル110番において相談対応や和解あっせんを受けることが可能



（注）法の適用とならない取引上のトラブルとして、例えば以下が想定される。

- ・ 発注者がフリーランスや消費者であるなど、特定業務委託事業者にあたらない場合（3条を除く）
- ・ 相談の内容がフリーランスからの契約解除、発注事業者からの損害賠償請求、フリーランスの労働者性であるなど法に定めのない事項である場合

フリーランス新法の施行に向けた準備

政令・規則委任事項（「取引の適正化」関係部分）

✓ フリーランス新法では、以下の事項についての具体的な規定は、政令・公正取引委員会規則に委任

根拠条項	政令・規則事項	委任先
法2条4項4号	法定されているもの（プログラム、映像・音響、文字・図形・記号等）以外の情報成果物	政令
法3条1項	業務委託した際に明示しなければならない事項	規則
法3条1項かつこ書	電磁的方法により取引条件を明示する場合の手段	規則
法3条2項本文	書面交付請求があった際の交付方法	規則
法3条2項ただし書	書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合	規則
法4条3項	再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項	規則
法5条1項柱書	遵守事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間	政令
（法10条において準用する独占禁止法70条の6）	（送達に関する規定）	（規則）

※「第3章 特定受託業務従事者の就業環境の整備」関係部分を除く。

①業務委託した際に明示しなければならない事項（法3条1項）

- ✓ 業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、直ちに、取引条件（**給付の内容**（委託する業務の内容）、**報酬の額**、**支払期日**等）を明示する義務（法3条1項）
 - 趣旨：業務委託事業者に対して、取引条件を特定受託事業者に明示させることによって、トラブルを未然に防止したもの
- ✓ これら3点も含めた具体的な明示事項については、**公正取引委員会規則に委任**

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

（参考）下請法における交付書面の記載事項

（書面の交付等）
第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 （略）

根拠条項 (3条規則)		記載事項
1条1号	発注事業者・受注事業者の名称	
1条2号	委託をした日	
1条2号	給付・役務の内容	
1条2号	給付・役務提供の期日（期間で役務提供を委託する場合はその期間）	
1条2号	給付・役務提供の場所	
1条3号	（検査する場合は）検査完了日	
1条4号	下請代金の額（算定方法を含む） ※フリーランス新法では「報酬の額（算定方法を含む）」	
1条4号	下請代金の支払期日 ※フリーランス新法では「報酬の支払期日」	
1条5号	（手形支払の場合は）手形の金額・満期	
1条6号	（ファクタリング等での支払の場合は）金融機関の名称・支払額・期日	
1条7号	（電子記録債権の場合は）債権の額・支払期日	
1条8号	（原材料等を発注者から購入させる場合は）品名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	

※赤字はフリーランス新法でも例示されている事項

② 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法（法3条1項かつこ書）

法律の規定

- ✓ 業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、直ちに、取引条件を書面又は電磁的方法により明示する義務（法3条1項）
 - 趣旨：取引条件を明示する方法については、業務委託事業者の負担減のため、書面交付と電磁的方法のいずれかを選択できるようにしたもの
- ✓ 電磁的方法の詳細は、公正取引委員会規則に委任

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）
第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

（参考）下請法において認められている電磁的方法（3条規則2条）

- 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（下請事業者のファイル）に記録する方法（例えば、電子メール、E D I 等）
- 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、下請事業者のファイルに記録する方法（例えば、ウェブの利用等）
- 下請事業者に磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

③ 書面交付請求があった際の交付方法（法3条2項本文）

法律の規定

- ✓ 業務委託事業者は、取引条件を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から書面の交付を求められたときには、遅滞なく、書面を交付する義務（法3条2項本文）
 - 趣旨：電子メールやインターネットを使えない、又は使い慣れていないような特定受託事業者に配慮し、必要な場合には法3条1項の事項（取引条件）が書面でも交付されるようにしたもの
- ✓ 交付方法の詳細は、公正取引委員会規則に委任

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 （略）

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

④ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合（法3条2項ただし書）

法律の規定

- ✓ **【原則】** 業務委託事業者は、取引条件を**電磁的方法**により明示した場合において、特定受託事業者から書面の交付を求められたときには、遅滞なく、書面を交付する義務（法3条2項本文）
- ✓ **【例外】 特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合**には、書面の交付は不要（法3条2項ただし書）
 - 趣旨：書面交付請求への対応義務について、特定受託事業者が自ら電磁的方法での提供を希望していたにもかかわらず提供後に書面交付を求めた場合などを念頭に例外規定を設けたもの
- ✓ 例外となる具体的な場合は、**公正取引委員会規則に委任**

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 （略）

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

⑤ 再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項（法4条3項）

法律の規定

- ✓ **【原則】** 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で報酬の支払期日を定めて、同期日までに支払う義務（法4条1項、5項）
- ✓ **【例外】** 再委託の場合には、**再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日**等を明示した場合に限り、報酬の支払期日は、元委託業務の対価の支払期日から30日以内のできる限り短い期間内を定め、同期日までに支払えば足りる（法4条3項、5項）
 - 趣旨：報酬の支払期日について、特定受託事業者の予見可能性と確実性を確保する一方で、再委託の場合については、特定業務委託事業者の資金繰り等にも配慮したもの
- ✓ これら3点も含めた具体的な明示事項については、**公正取引委員会規則に委任**

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、…当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日…から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 （略）

3 前二項の規定にかかわらず、…元委託者…から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、…元委託業務…の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により**再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日**（以下…「元委託支払期日」という。）**その他の公正取引委員会規則で定める事項**を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

4～6 （略）

⑥遵守事項（法5条）の規制対象となる業務委託の期間（法5条1項柱書）

法律の規定

- ✓ 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託をした場合（契約の更新により政令で定める期間以上継続して行うこととなる場合を含む）には、次ページの事項を遵守する義務（法5条）
 - 趣旨：下請法に準じた規制を設ける一方で、規制対象を保護の必要性が特に高い取引に限定するため、経済的依存関係等が生じやすい業務委託を対象としたもの
- ✓ 具体的な期間については、政令に委任

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～五 （略）

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

政令・規則委任事項⑥（遵守事項の規制対象となる業務委託の期間）

遵守事項の内容（「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託をした場合）

根拠条項	禁止事項
法5条1項1号	受領拒否の禁止
法5条1項2号	報酬の減額の禁止
法5条1項3号	返品の禁止
法5条1項4号	買ったたきの禁止
法5条1項5号	購入・利用強制の禁止
法5条2項1号	不当な経済上の利益の提供要請の禁止
法5条2項2号	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

（参考）下請法における遵守事項

根拠条項 (下請法)		禁止事項	フリーランス新法との比較
4条1項1号	受領拒否の禁止	○	(法5条1項1号)
4条1項2号	下請代金の支払遅延の禁止	○	(法4条5項)
4条1項3号	下請代金の減額の禁止	○	(法5条1項2号)
4条1項4号	返品の禁止	○	(法5条1項3号)
4条1項5号	買ったたきの禁止	○	(法5条1項4号)
4条1項6号	購入・利用強制の禁止	○	(法5条1項5号)
4条1項7号	報復措置の禁止	○	(法6条3項)
4条2項1号	有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	—	
4条2項2号	割引困難な手形の交付の禁止	—	
4条2項3号	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	○	(法5条2項1号)
4条2項4号	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	○	(法5条2項2号)

※網掛けは「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託に限らない。

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会

- ✓ フリーランスに係る取引実態は業種によって様々
 - 各業種に関する取引実態を踏まえ、フリーランス新法の施行に向けて政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項について検討を行う必要
- ✓ 以下を構成員とする検討会を 8 月 3 日に立ち上げ

氏名	役職等
及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
岡田 直己	青山学院大学法学部 教授
加藤 正敏	日本商工会議所 産業政策第一部長
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
武田 邦宣（座長）	大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総全局長
平田 麻莉	一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 代表理事
森田 茉莉子	森・濱田松本法律事務所 弁護士